

欧州特許侵害の訴訟手続における無効の抗弁に関するコメント

Jan Willems

この問題に関しては、ドイツおよびオーストリアと、欧州の他の国との間には、1つの重要な相違点がある。

ドイツおよびオーストリアでは、無効訴訟に対して管轄権をもつ裁判所と、侵害訴訟に対して管轄権をもつ裁判所は異なる。

ドイツでは、侵害訴訟は州の民事裁判所で扱われ（ドイツは連邦共和国である）、無効の主張は連邦特許裁判所（Bundespatentgericht）で決定される。

他のすべての欧州諸国では、侵害訴訟と無効訴訟は（同一の）民事裁判所で扱われる。

ドイツとオーストリアでは、侵害訴訟において特許無効の抗弁が提起された場合、有効性の問題が管轄権のある裁判所によって決定されるまで、侵害を扱う裁判所は侵害に関する決定を停止することができる。しかし、現実にはこれはほとんど起こらない。侵害を扱う裁判官は、特許が無効であることの強力な根拠があると考えたときにのみ、訴訟手続きを停止する。

他の国の裁判所は、しばしば特許の取消を求める反訴に付随する無効の抗弁を自身で扱う。それを行う方法は国によって異なる。相違は主として、裁判所（弁護士から構成される）が必要な技術情報を得る方法において顕著である。

英国の裁判官は、（反対尋問された）当事者の専門家が提示した証拠を使う。一方、たとえばオランダの裁判官は、（両当事者との協議の後）裁判所の専門家を指名し、かつ/または国の特許庁あるいは欧州特許庁に（EPC 第 25 条に基づき）技術上の意見を要請する。

裁判官自身が有効性の問題を扱う場合には、訴訟手続きの停止は必要ない。このことは、有効性についての決定が、侵害された特許が外国特許であるために、外国の裁判官の専属管轄権に属する場合にのみ異なる。かかるケースでは、侵害訴訟の停止がありえる。これは、特許登録された国の裁判所に有効性に対する専属的管轄権を与えるが、侵害問題の管轄権を、中でも被告住所地の裁判所（必ずしも特許が登録された国ではない）に与えるという欧州の規則のために起こりうる。